

## 板倉町農業委員会 農地利用最適化推進委員募集要項

板倉町農業委員会農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、農地利用最適化推進委員を募集します。

### 1. 募集の内容

- 1) 募集人数 12人
- 2) 募集する担当区域

| 行政区    | 地区名         | 募集人数 |
|--------|-------------|------|
| 第1行政区  | 除川、西岡、西岡新田  | 1人   |
| 第2行政区  | 大曲、大荷場、細谷、離 | 1人   |
| 第3行政区  | 粳谷、内蔵新田     | 1人   |
| 第4行政区  | 岩田の一部       | 1人   |
| 第5行政区  | 岩田の一部       | 1人   |
| 第6行政区  | 板倉の一部       | 1人   |
| 第7行政区  | 板倉の一部       | 1人   |
| 第8行政区  | 飯野          | 1人   |
| 第9行政区  | 大高嶋         | 1人   |
| 第10行政区 | 下五箇         | 1人   |
| 第11行政区 | 海老瀬の一部      | 1人   |
| 第12行政区 | 海老瀬の一部      | 1人   |

- 3) 任期 令和8年7月20日～令和11年7月19日
- 4) 身分 板倉町の特別職の非常勤職員
- 5) 報酬 月額 27,000円  
(月額報酬のほか、活動実績・成果実績による加算額あり)

### 2. 主な職務内容

- 1) 担当する区域内で、農業委員と連携し農地利用の最適化のための活動(担い手への農地利用の集積の推進、遊休農地発生防止・解消の推進、新規就農の支援等)
- 2) 農業委員会の総会における活動報告及び意見申述等

### 3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で次のいずれかに該当する者は除きます。

- 1) 町外に住所を有する者。ただし、町長が認めた場合はこの限りではありません。
- 2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

- 3) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4) 板倉町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等

#### 4. 推薦及び応募の方法

推薦及び応募の方法は、個人又は団体による推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りがあります。

所定の様式に必要な事項を記入し、板倉町農業委員会事務局まで提出ください。

##### 1) 申込様式

- ・ 推薦の場合 板倉町農地利用最適化推進委員候補者推薦書（別記様式第1号）
- ・ 応募（自薦）の場合 板倉町農地利用最適化推進委員候補者応募書（別記様式第2号）

##### 2) 受付期間 令和8年2月2日～令和8年3月25日まで（必着）

※申込書を持参される場合は平日午前8時30分～午後5時15分にお持ちください。

※郵送の場合受付期間内必着をお願いします。

※提出された書類の返却はいたしません。

##### 3) 申込書等の入手方法

板倉町農業委員会窓口で取得するか又は板倉町公式ホームページからダウンロードしてください。

#### 5. 選考方法

提出された書類をもとに選考します。

#### 6. その他

農地利用最適化推進委員に推薦又は応募される方は、同時に農業委員にも推薦又は応募することができます。

ただし、農地利用最適化推進委員と農業委員の兼務はできません。

法令の規定に基づき推薦書及び応募書に記載された事項について公表します。

#### ◎ 問い合わせ・提出先

板倉町農業委員会事務局

〒374-0192 板倉町大字板倉 2682 番地 1

電話：0276-82-6137